

32-2 紡績運転(精紡工程作業)

2010.1.22

作業の定義	精紡機で、粗糸(繊維束)を所定の太さに引き伸ばし、撚りを掛けて糸(単糸)にする作業をいう。
必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)	<ul style="list-style-type: none"> (1)精紡工程作業 <ul style="list-style-type: none"> ①始動・停止作業 ②段取・仕掛作業 ③口付・巻付作業 ④継ぎ・給糸作業 ⑤機台の見回り作業 (2)安全衛生作業 <ul style="list-style-type: none"> ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③紡績運転職種に必要な整理整頓作業 ④紡績運転職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">} ※</div>
関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)	<ul style="list-style-type: none"> (1)関連作業 <ul style="list-style-type: none"> ①前紡工程作業、巻糸工程作業、合撚糸工程作業 ②篠巻作業 ③管糸運搬作業 ④オートドッファ等の操作作業 ⑤機台清掃作業 (2)周辺作業 <ul style="list-style-type: none"> ①製品区分管理作業 ②品質維持管理作業 ③器工具の管理作業 ④前工程及び自工程での中間素材の搬送作業 ⑤製品の搬送作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ
使用する素材(材料)	精紡工程作業(必ず使用すること。) 粗糸(篠巻)
使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)	<ul style="list-style-type: none"> ①精紡工程作業用機械等(一つ以上必ず使用すること。) 1.リング精紡機 2.革新精紡機 3.各種付属装置等 ②器工具等(必要に応じて使用すること。) 1.各種器工具等 ケンス、ポビン、運搬車、ドラムバサミ、ハサミ、ハンドブラシ、スパナ等 2.各機械の各種付属品等 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">※注 JITCO認定技能評価試験では、リング精紡機を基準とする。</div>
製品の例(該当するものを選択すること。)	<ul style="list-style-type: none"> ①紡績糸 <ul style="list-style-type: none"> 1.天然繊維糸(綿糸、梳毛糸、紡毛糸、麻糸、絹紡糸等) 2.化学繊維糸(スフ糸、合成繊維紡績糸) 3.意匠糸(ファンシーヤーン) 4.混紡糸(綿・ポリエステル、綿・麻、毛・アクリル等) 5.複合糸(コアヤーン) 6.撚糸(紡績糸・生糸や合成繊維フィラメント糸) 7.ウーリー加工糸(合成繊維フィラメント糸) ②工程段階での製品(中間製品) 精紡工程(糸)
移行対象職種・作業とはならない作業例	<ul style="list-style-type: none"> 1.カーペット製造作業 2.化学繊維製造・製糸作業のみの場合 3.網・綱(紐、ロープ)製造作業 4.製綿業作業 5.不織布製造作業 6.反毛作業(一部前紡機と類似した機構を有する機械を使用するが、精紡工程の前工程となっていない場合) 7.紡績仕上用でない巻糸機を使用する作業 8.巻糸工程が精紡工程の後工程となっている作業 9.前紡工程における混打綿機運転作業 10.合撚糸工程作業において、撚糸機の運転を伴わない(合糸作業、巻き返し作業のみ)作業